

令和2年4月22日

教職員 各位

学 長

新潟県からの休業要請に基づく在宅勤務について

新潟県からの休業要請に基づき、新型コロナウイルス感染防止のため、本学において下記のとおり在宅勤務を実施します。

記

実施期間 令和2年4月23日（木）～ 令和2年5月6日（水）
ただし、4月24日（金）までは準備期間とします。

教員・・・ やむを得ない場合を除き、原則として在宅勤務（もしくは自宅待機）をしてください。

メールによる在宅勤務連絡は中止します。毎月の「勤務状況表」提出の際に、在宅勤務を行った日は備考欄に在宅勤務と記載してください。

学生・・・ やむを得ない場合を除き、原則として4月23日（木）から登校禁止とします。なお、臨時休業期間中も食堂は営業しています。

※学生宛てには別途連絡しております。（下記サイト参照）

[https://www.nagaokaut.ac.jp/corona_virus/corona_student/c20200422.](https://www.nagaokaut.ac.jp/corona_virus/corona_student/c20200422.html)

[html](#)

事務職員、技術支援センター職員・・・

出勤者を最大5割に制限し、勤務しない職員については在宅勤務（もしくは自宅待機）とします。

臨時休業中の在宅勤務（自宅待機）は所定の勤務時間を勤務したものとみなします。（一部の超過勤務を除く。）

なお、在宅勤務における大学の機密情報の取扱いについては、本学情報セキュリティ管理基本方針を遵守してください。

併せて、年休5日取得促進のため、年休の取得にも努めていただきますようお願いいたします。